

○財務省告示第二百九十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年十月三十一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月三十日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発 地					出 発 地				
輸出統計品目表					輸出統計品目表				
〔略〕					〔同左〕				
統 計 番 号	品 名	単 位			統 計 番 号	品 名	単 位		
		I	II				I	II	
〔略〕					〔同左〕				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
〔略〕					〔同左〕				
統 計 番 号	品 名	単 位			統 計 番 号	品 名	単 位		
		I	II				I	II	
〔略〕					〔同左〕				
72.01 〃 72.18 72.19 7219.11 〃 7219.35 7219.90	010	〔略〕			72.01 〃 72.18 72.19 7219.11 〃 7219.35 7219.90	〔同左〕			KG
		〔略〕							
		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）							
		〔略〕							
		〔略〕							
		－その他のもの							
		－冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したものと並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和8年政令第224号）第1条第1項第1号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの							
		－その他のもの							
		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）							
		72.20				090			

7220. 11		[略]		7220. 11		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
7220. 20				7220. 20			
7220. 90		－その他のもの		7220. 90		－その他のもの	
	010	<u>－冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0. 6 %を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの</u>	KG		010	<u>－冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0. 6 %を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの</u>	KG
	090	－－その他のもの	KG		090	－－その他のもの	KG
72. 21				72. 21			
}		[略]		}		[同左]	
72. 29				72. 29			
[略]				[同左]			